

2016年度・第4回役員会議事録

日時：2017年3月21日（火）10:00～11:20

会場：生協ユーコープしずおか県本部会議室

1. 報告承認事項

(1) 第3回役員会議事録

2. 検討事項

(1) 平成29年度消費生活相談員資格取得支援講座実施運営業務について

3月下旬の委託結果を受けて次のステップに移ることを確認した。県の委託事業に不採用の場合は静岡市内で独自講座を開催し、昨年同様に進める。

(2) 適格消費者団体設立の動きについて

現在静岡県弁護士会の靄岡氏が中心になって模索中。3月27日に第3回準備会。

(3) 2017年度消費者問題講座共同開催について

2月下旬に各自治体あてに「消費者問題講座共同開催のお願い」を郵送
静岡市より3講座の講師依頼あり

(4) 第12期定期総会について

開催日 2017年7月24日（月）

総会（13:30～14:30）、第2部学習会（14:30～16:00）

会場 静岡県司法書士会館4階・司ホール

来賓
・静岡県暮らし・環境部県民生活課 課長
・静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター 所長
・静岡県司法書士会 会長
・静岡県労働者福祉協議会 理事長

学習会 【テーマ】仮題 静岡県内自治体の消費者行政の動向を知る
【講師】県内自治体3か所（浜松市、沼津市、東部地区の賀茂広域センターの3地区予定）

※ 賀茂広域センターが無理ならば中規模の掛川市に依頼

議案検討会 【日程】 4月25日（火）10時～12時

【会場】 生協ユーコープしずおか県本部会議室

【メンバー】大滝正幹事、望月みつ子幹事、倉田和宏監事、
江崎幹事長、山田事務局長

(5) 次回役員会 5月29日（月） 10時～12時 生協ユーコープしずおか県本部

シンポジウムから学ぶ 適格消費者団体の現在

現在、全国には14の適格・特定適格消費者団体があり、関東弁護士会連合会(1都10県)では埼玉と東京の2団体が適格認定を受け、神奈川県、山梨県、群馬県、栃木県、千葉県はNPO法人に認定済みで適格認定を目指して活動中、残る新潟県、長野県、茨城県もNPO認定を目指して活動しています。そして静岡県内でも設立に向けて動き出しました。その存在意義を考えるきっかけとして、3月25日(土)東京で開催されたシンポジウムの資料を基にお伝えします。

全国の 適格・ 特定適格 消費者 団体	北海道	消費者支援ネット北海道	北海道
	関東	※消費者機構日本(特定適格消費者団体)	東京都
		埼玉消費者被害をなくす会	埼玉県
		全国消費生活相談員協会	東京都
	東海	消費者被害防止ネットワーク東海	愛知県
	関西	消費者支援機構関西	大阪府
		京都消費者契約ネットワーク	京都府
		ひょうご消費者ネット	兵庫県
		消費者ネットおかやま	岡山県
		消費者ネット広島	広島県
	九州	消費者支援機構福岡	福岡県
		大分県消費者問題ネットワーク	大分県
		佐賀消費者フォーラム	佐賀県
		消費者支援ネットくまもと	熊本県

【適格消費者団体の役割】(消費者庁消費者制度課の加納克利課長の資料より)

1. 団体として組織化することにより、消費者・事業者との間の情報・交渉力の格差を補い、消費者の視点に立った「市場の監視者」の役割
2. 不特定多数の消費者利益の擁護を担う適格性を有する者として内閣総理大臣が認定するが、行政は最低限の監督を行う
3. 実際の活動は、行政の指示ではなく、団体の創意工夫に基づき「民・民」の当事者の間で活動する役割を担っている

一方、適格消費者団体運営は会費のみの収入で活動するので、いかに多くの会員を集め、次年度以降も継続してもらう工夫が大切かということも学びました。(江崎)

2016年度 第5回役員会

日時：5月29日(月)午前10時～12時

場所：生協ユーコープしずおか県本部

※オブザーバー参加ご希望の方は
事務局までご連絡ください!

2016年度第4回定期勉強会

日時：4月22日(土)午後2時～4時

会場：静岡県司法書士会館

参加費：500円

問合せ：消費者ネット事務局